

別紙5 養蜂等振興強化推進

第1 事業の実施方針

今後、養蜂等の振興を図る上では、近年の蜜源植物の植栽面積の減少等により、飼養者間の蜂群配置をめぐりトラブルが発生していること、農薬等による被害から蜜蜂を退避させるための十分な蜜源の確保が困難になっていること、また、養蜂家の高齢化や人手不足の進行、ダニ被害の深刻化といった課題に加え、近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給がひっ迫傾向にあること、さらに、花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことにより在来種マルハナバチへの転換といった課題に対応する必要がある。

これらを踏まえ、本事業では、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、蜜源植物の確保、植栽状況等の実態把握、蜂群配置調整の適正化、ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組、花粉交配用昆虫の安定確保を図るための園芸産地と養蜂家の連携、在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入を支援する。

第2 事業の内容

本事業は、地域の実態を踏まえた蜜源植物の植栽・管理、蜜源植物の植栽状況等の実態把握、花粉交配用昆虫の安定確保に向けた取組等への支援を行う地域公募事業と全国規模で取り組む飼養衛生管理技術の向上や蜂群配置調整の適正化等を図るための養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組等への支援を行う全国公募事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

1 地域公募事業

Iに定めるとおりとする。

2 全国公募事業

IIに定めるとおりとする。

I 地域公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、蜂群配置調整の適正化等に向けた環境整備のため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、(ア)に定める取組は必ず行うものとする。

(ア) 検討会議の開催

各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための蜜源植物の植栽・管理、実態把握等について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による検討会議を開催する。

(イ) 蜜源植物の植栽・管理

新規・拡大地区での蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）及び本事業を実施した既存地区での蜜源植物の管理を行う。

(ウ) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握

蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況等、蜂群配置調整の適正化に資するデータ収集に向けた実態把握調査等を実施する。

(エ) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組

蜜源植物の保護・増殖推進に向け、養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットの作成等を行う。

(オ) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化

養蜂家と耕種農家が連携し、蜜源・緑肥作物として活用できるレンゲ等の定着化に向けた実証を行う。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

花粉交配用蜜蜂の安定調達を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、(イ)⑤のみ又は(イ)⑤及び(ウ)のみに取り組む場合を除き(ア)に掲げる取組は必ず行うものとする。

(ア) 協力プランの作成

園芸農家や養蜂家等が参画する検討会を開催し、園芸農家と養蜂家が連携して花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るための具体的な取組を記載した協力プラン（以下「協力プラン」という。）を作成する。作成に当たっては、園芸農家における花粉交配用蜜蜂の適切な管理の徹底に関する具体的な取組の記載を必須とする。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(イ) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

協力プランに記載する①花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、②生分解性プラスチック巣箱の利用、冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する利用技術、③台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術、④園芸農家の適切な管理技術、⑤蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術等の

実証を行い、技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家又は養蜂家向けの技術講習会の開催等、技術の普及のための取組を実施する。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、以下の(ア)及び(イ)に掲げる取組は必ず行うものとする。

(ア) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法並びに地域への定着及び普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

(イ) 利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

情報収集のための先進地視察、利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

(2) 補助対象経費

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

検討会議の開催や蜜源植物の植栽・管理、実態把握調査及び普及啓発の取組の実施に要する経費。ただし、以下の(ア)から(ウ)までに留意することとする。

(ア) 新規・拡大地区に係る経費は蜜源植物の植栽・管理に要する経費を補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われている既存地区に係る経費は管理に要する経費のみ補助対象とする。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着していなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大部分とみなす。

(イ) 土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるように措置されているか事業実施主体において確認するものとする。

(ウ) 植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、農林水産省及び環境省が平成27年3月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に位置付けられている植物の植栽は補助対象としない。ただし、ニセアカシア（ハリエンジュ）、ビワ及び外来クサフジ類（ビロードクサフジ（ヘアリーベッチ、シラゲクサフジ）、ナヨクサフジ（スムーズベッチ））については、周辺住民及び地域関係者の同意を得られた場合には補助対象とする。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

(ア) 協力プランの作成

協力プランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消

耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な調査等旅費等。

(イ) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、長寿命化に資する利用技術、台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術等の実証に必要な資材購入費、実証用蜜蜂の購入費、実証用代替花粉交配用昆虫の購入費、追加的に必要となる農薬等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、人件費、委託費等、園芸農家又は養蜂家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(イ) 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

先進地視察に必要な調査等旅費、利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(3) 次の取組は国の助成の対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

イ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) の事業実施主体の補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 本要領別表 1 の 5 (1) アの事業実施主体の欄に掲げる協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(ウ) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 本事業の取組において、1 の (1) アの (イ) に取り組む場合は、1 本以上の樹木が植栽されること。

(オ) ニセアカシア、ビワ、外来クサフジ類を植栽する際には、厳密に管理し、本事業を実施した地区以外への植栽を行わないこと及び同地区以外への逸出を防止すること。

(カ) 養蜂家が法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入すること。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) イの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び花粉交配用蜜蜂安定調達協議会（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則 5 戸以上の園芸農家及び 1 戸以上の養蜂家が事業に参加すること。第 1 の 1 の (1) イの (イ) ⑤のみ又は (イ) ⑤及び (ウ) のみに取り組む場合は、原則 5 戸以上の園芸農家と都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。以下同じ。）が事業に参加すること。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の運営等に係る規約（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約」という。）が定められていること。

(ウ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会にあっては、都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。）、園芸農家及び養蜂家を必須構成員とすること。なお、第 1 の 1 の (1) イの (イ) ⑤のみ又は (イ) ⑤及び (ウ) のみに取り組む場合は、養蜂家を必須としない。

(オ) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) ウの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び在来種マルハナバチ利用拡大協議会（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則 5 戸以上又は 6 名以上の園芸農家が事業に参加すること。ただし、6 名以上の園芸農家が事業に参加する場合には、対象作物の合計作付面積が 50a 以上であること。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の運営等に係る規約（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約」という。）が定められていること。

(ウ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (エ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会にあっては、都道府県及び園芸農家を必須構成員とすること。
- (オ) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施地域において、次の(ア)から(カ)までの成果目標のうち、1つを選択すること。

- (ア) 飼育箱数(蜂群数)が令和7年1月1日現在の飼育箱数(蜂群数)と比べ増加すること。ただし、蜜源植物の植栽を、農薬被害若しくは熊被害からの退避を目的として行う場合又は植栽する土地の確保等の関係から1の(1)アの(イ)のメニューに取り組めない場合のみ「蜂群の維持」でも可とする。
- (イ) 蜜蜂の生存率が向上すること。
- (ウ) 蜜源植栽面積に占める樹木の植栽割合が向上すること。
- (エ) 蜜源植物の管理面積が増加すること。
- (オ) 養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産性への貢献等の普及啓発のためのパンフレットを作成する等した上で消費者等に対して情報提供し、養蜂振興につなげること。
- (カ) 耕種農家との連携により蜜源植物の植栽面積が増加すること。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施地域において、次の(ア)から(ウ)までの成果目標のうち、1つを選択すること。ただし、(ウ)については1の(1)イの(イ)⑤に取り組む場合のみ選択可能とする。

- (ア) 養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率(※1)が100%となること。
- (イ) 園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率(※2)が事業実施前から5ポイント以上向上すること。
- (ウ) 代替花粉交配用昆虫利用率(※3)を事業実施前から20ポイント以上増加させること。

(※1) 供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

(※2) 生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数(枚数)／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数(枚数)

(※3) 代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用(併用)する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から20ポイント以上増加させること。

(2) 目標年度

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

実施年度の翌年度とする。ただし、第1の3(1)(オ)については、実施年度とし、第1の3(1)(カ)については、実施年度の3年後とする。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

実施年度の3年後とする。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

実施年度の3年後とする。

4 募集方法等

本事業の募集方法は、ア 蜂群配置調整適正化支援事業については畜産局長、イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業及びウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については農産局長が別に定める公募要領による。

5 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。

イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

ウ 地域における課題が十分に分析されているか。

エ 地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。

オ 協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。

(2) 波及効果

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

(ア) 蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画(第1の1(1)ア(オ)に取り組む場合にあっては、耕種農家との連携による3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha以上増加する計画)となっているか。

(イ) 飼育箱数を3%以上増加(蜜蜂の生存率が5%以上の向上)又は維持(農薬被害等からの退避が関与する場合のみ)する計画となっているか。

(ウ) 長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を150本以上植栽する計画となっているか。

(エ) 蜜源植物の管理面積が10%以上増加する計画となっているか。

(オ) 普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信できる計画となっているか。

(カ) 協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組(蜜源植栽等)を支援する予算が公募年度の前年度に成立したか。

(キ) 実態把握調査により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。

イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

(ア) 対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会

に参加しているものの割合が60%以上であるか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。

(オ) 10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 成果目標の指標が、事業実施前と比べ60ポイント以上増加するか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。

(オ) 10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

第2 事業実施計画等

本要領本体第5の1に基づく事業実施計画の作成及び提出は、以下1及び2に掲げるのとおりとする。なお、畜産局長又は農産局長が別に定める公募要領により畜産局長又は農産局長が設置する選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において選定された補助金等交付候補者については、以下に該当する場合も含め、事業実施計画を提出したものとみなす。

ア 選定審査委員会からの事業実施計画の修正等の指摘に従い、適切に修正された事業実施計画が提出された場合。

イ 公募時に申請した補助金より国からの補助金の割当内示額が少ない場合に、選定審査委員会で承認された事業実施計画の取組内容を国からの割当内示額の範囲内で適切に修正した事業実施計画が提出された場合。

1 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、別添1－1に基づき蜂群配置調整適正化支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

また、事業実施主体は、構成員のうち養蜂家全員に対して、別添1－1補の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。事業実施主体は、全ての養蜂家からチェックシートに記載された各項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたチェックシートを回収し、地方農政局長に提出する。また、第3の1の事業実施状況の報告の際、事業実施主体は、全ての養蜂家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたチェックシートを回収し、事業実施状況の報告と併せて地方農政局長に提出するものとする。なお、養蜂家が複数者いる場合、事業実施主体が全ての対象者から当該チェックシートを回収したうえで、チェックシート実施者リスト（任意様式。ただし、リストには養蜂家の氏名、住所（都道府県）の情報を含めるものとする。）を作成し、地方農政局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境

負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

- 2 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業及び在来種マルハナバチの利用拡大支援事業
事業実施主体は、別添 1－2 に基づき花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業の事業実施計画又は別添 1－3 に基づき在来種マルハナバチの利用拡大支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、構成員のうち園芸農家全員に対して、別添 1－4 の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。事業実施主体は、全ての園芸農家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたチェックシートを回収し、地方農政局長に提出する。また、第 3 の 1 の事業実施状況の報告の際、事業実施主体は、全ての園芸農家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたチェックシートを回収し、事業実施状況の報告と併せて地方農政局長に提出するものとする。なお、園芸農家が複数者いる場合、事業実施主体が全ての園芸農家から当該チェックシートを回収したうえで、チェックシート実施者リスト（任意様式。ただし、リストには、園芸農家の氏名、住所（都道府県）の情報を含めるものとする。）を作成し、地方農政局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第 6 の 1 に基づき、別添 2 により地方農政局長へ事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第 7 の 1（1）に基づき、別添 3 により自己評価を行い、地方農政局長に報告を行うものとする。

Ⅱ 全国公募事業

第1 事業の内容等

1 事業内容

事業実施主体は、法に定める蜜蜂飼育の届出義務及び蜜蜂の適正管理等に係る義務に対応するとともに、蜂群配置調整の適正化、花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化、ダニの防除手法を中心とした衛生管理や蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための取組等を行うことを目的として、原則として以下の（１）から（４）までの全ての取組を行うものとする。

（１）事業推進委員会の設置・運営

養蜂を取り巻く諸課題の解決による養蜂経営の健全な発展を実現するため、養蜂家、行政関係者、学識経験者等からなる事業運営に必要な委員会を開催する。

（２）養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

ア 検討会の開催・地図データの作成

蜂群配置調整の適正化に向けて、必要なデータやその収集方法の検討を行うとともに、モデル地区における蜜源等地図情報データの作成・普及、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で蜂群数、気象等との相関分析する取組等を実施する。

イ 優良事例調査等の実施

適正な蜂群配置調整や先進的な飼養管理技術を実践している先進地域に関する事例調査等を実施する。

（３）花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

ア 検討会の開催

需要者ニーズに応じた花粉交配用蜜蜂群の安定供給を達成するために必要な情報収集、技術実証の企画等を実施する。

イ 実証試験等の実施

安定的かつ効率的な花粉交配用蜜蜂群に関する低温管理技術及び冬期間の管理技術の実証試験の実施、試験結果の取りまとめ及び技術導入マニュアルの作成等を実施する。

（４）飼養衛生管理技術向上に向けた取組

ア 講習会等の開催

地域で蜜蜂の飼養衛生管理等の技術指導を行う者を育成するための講習会の開催、講習会に必要な新たな知見等を取り入れた飼養衛生管理技術指導手引書の作成等を実施する。

イ 飼養管理技術の高度化・省力化技術実証の実施

飼養管理を省力化する IoT 技術等に関する検討会の開催、モデル実証試験の実施、試験結果の取りまとめ及び技術導入マニュアルの作成、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討等を実施する。

ウ ダニの総合的な防除手法の検討

蜜蜂飼育者における薬剤の使用状況及び薬剤に耐性のあるダニの発生状況の実態把握調査、ダニ防除の新薬の実用化に向けたデータ収集等を実施する。

2 補助対象経費

- (1) 事業推進委員会の設置・運営に係る会場借料、通信・運搬費、旅費、謝金、賃金等
- (2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組に係る会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等
- (3) 花粉交配用蜜蜂群の供給力強化に向けた取組に係る備品費、会場借料、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等
- (4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組に係る備品費、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等

3 補助要件

- (1) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 本要領別表 1 の 5 (2) の事業実施主体の欄の協議会は、次に掲げるとおりとする。

ア 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

イ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、全国に効率的に普及させ、養蜂振興につなげる能力を有すること。

4 成果目標の設定

成果目標は、以下の (1) 及び (2) の両方を設定するものとする。

- (1) 蜂群配置調整の適正化に資する調査・分析等を 1 つ以上実施すること。
- (2) 本事業で実施する講習会等において、合計 100 名以上に対して蜜蜂の飼養衛生管理等に関する技術等を情報提供し、養蜂振興につなげること。

5 募集方法等

本事業の募集方法は、畜産局長が別に定める公募要領による。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 における審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

- ア 事業内容は養蜂業の振興への効果が期待できるものとなっているか。
- イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。
- ウ 委員会の構成員に、西洋蜜蜂又は日本蜜蜂の飼育及び技術指導の経験がある者が含まれているか。
- エ 委員会の構成員に蜜蜂に関する学識経験者が含まれているか。
- オ 委員会の構成員に蜜蜂の衛生管理の指導経験がある行政関係者が含まれているか。

(2) 波及効果

- ア 事業実施主体の養蜂における知見・専門性は、十分であるか。
- イ 講習会の内容に、現場の課題に対応する内容が含まれているか。
- ウ 講習会において、開催地域の技術指導者による指導が見込まれ、小規模な蜜蜂飼育者にも波及する内容であるか。
- エ 蜂群配置調整の適正化に関する取組において、都道府県等と連携する体制が構築されているか。
- オ 事業計画において、実施した実証調査等の調査結果の普及方法について計画が立てられているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添4により事業実施計画を作成し、交付等要綱別記様式第1号の交付申請書に添えて畜産局長に提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添5により事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。

事業実施主体は環境負荷低減に向けた取組強化のため、別添4補環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体向け）（以下「チェックシート」という。）の中のチェック項目に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックし当該チェックシートを畜産局長に提出することとする。また、事業実施状況の報告の際、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施状況の報告と併せて畜産局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添6により成果報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。
- (2) 畜産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添7により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第4 その他

1 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を現に受け、又は受ける予定の取組
- (2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

2 成果の普及

- (1) 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取組に情報・技術の提供をするものとする。
- (2) 事業実施主体は、畜産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

3 知的財産権の取扱

- (1) 事業実施主体は、本事業により成果が得られ、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等。以下同じ。）の権利の出願、取得を行った場合には、別添8により状況を取りまとめ、遅滞なく畜産局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間において、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に畜産局長と協議して承諾を得るものとする。
- (3) 事業実施主体は、国が公共の利益を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を許諾しなければならない。

4 収益納付

- (1) 事業実施主体は、補助事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合は、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、収益の状況を記載した収益状況報告書を別添9により作成し、収益が発生した当該年度の翌年度の6月末日までに畜産局長に提出するものとする。
- (2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、交付された補助金の額を限度として、次の算式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。
 - ア 本事業に係る事業化により収益が生じた場合

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担額）×（補助金総額／企業化に係る総費用）×企業化利用割合－前年度までの納付額

（ア）式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

（イ）式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

（ウ）式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

イ 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等により収益が生じた場合

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担額）×（補助金総額／補助事業に関連して支出された技術実証費総額）－前年度までの納付額

（ア）式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計額をいう。

（イ）式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（蜂群配置調整適正化支援事業）

※実施報告書に添付する際は「～事業実施報告書」とする。

蜂群配置調整適正化支援事業実施計画書

事業実施年度：年度

産地名：（所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

第1 事業実施体制

1 協議会の概要

代表者名職		所属組織・ 団体名	
住 所			
事務局代表者			
会計責任者			
協議会を構成 する組織、団 体名	都道府県、〇〇市町村、養蜂家、〇〇養蜂組合、農業協同組合		
協議会の区域	(例) 県内全域 県内3地区(県内の約〇割)	環境負荷軽減 事業活動実施 計画の策定	有・無

注：環境負荷軽減事業活動実施計画の策定をしている場合は、計画書及びその計画書が都道府県知事に認定されていることがわかる書類を提出すること。

第2 事業計画総括表

事業名	事業量	事業費	助成金申請額	備考
蜂群配置調整適正化支援事業		円	円	
(1) 検討会議の開催	回			
(2) 蜜源植物の植栽・管理	ha			
(3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握	回			
(4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組	回			
(5) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化	ha			
合 計				

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	○年度	目標年度	○年度	目 標
					(例) ・○○年1月1日現在の飼養蜂群数が、○○年1月1日現在の飼養蜂群数と比べ5%増加 ・○○年1月1日現在の飼養蜂群の生存率が、○○年1月1日現在の飼養蜂群の生存率と比べ5%以上向上 ・○○年1月1日現在の蜜源植物の植栽面積が、○○年1月1日現在の蜜源植物の植栽面積と比べ合計3ha以上増加 ・○○年1月1日現在の蜜源植物の管理面積が、○○年1月1日現在の蜜源植物の管理面積と比べ10%以上増加 ・普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信 ・耕種農家との連携により3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha以上増加。
現 状					
事後評価の 検証方法	(例) ○年度と○年度の配置調整を比較して、適正配置が行われるようになったか検証する。 等				

注1：「目標」欄には、公募要領第5の1（1）に則した目標を記入すること。

注2：「現状」欄には、「目標」に対して比較可能な現在の状況、課題、問題点等を記入すること。

第4 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業実施時期	取組の内容	事業実施時期	取組の内容
年度		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	

2-1 事業内容

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	（例） 検討会議の開催	○回（○月、○月）、検討会構成員（都道府県、養蜂家、○○ 計○名）	
	蜜源植物の植栽・管理	植栽面積 ○ha 植栽蜜源植物 ○○○ ○本（Kg）	
	蜜源植物の植栽状況等の実態把握	○回、○○地域の蜜源植物の植生状況を調査	
	蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組	○回 植樹祭でパンフレットを配布	
	養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化	耕種農家と連携して1年目に1ha、2年目に1.5ha、3年目は2haに植栽し、3年間の延べ植栽面積が4.5ha	

注：事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

2-2 実態把握調査で得られるデータの蜂群配置調整への活用方針

データの種類	活用方針

2-3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

3 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)	費目内訳・積算根拠	備考(経費の必要性)
(例) ①検討会議				
費目				
②蜜源植物の植栽・管理				
費目				
③蜜源植物の植栽状況等の実態把握				
費目				
④蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組				
費目				
⑤養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化				
費用				
合 計			—	

注1：実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「費目」欄は、公募要領別紙2に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。

「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

(2) 備品費内訳

購入予定の主な備品等

備品名	仕様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月
						年 月

第5 経費の配分及び負担区分

事 業 名	総 事 業 費 (A + B) 円	負担区分		備 考
		国庫助成金 (A) 円	自己資金等 (B) 円	
合 計				

注1：「事業名」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第6 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第7 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- （2）協議会員の役割分担等、事業実施体制が分かる資料
- （3）協議会の構成員である都道府県において、養蜂関連の予算が本公募年度の前年度に確保されている場合は、その詳細が分かる資料
- （4）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （5）器具等の購入がある場合は、見積書（2社以上）を添付すること
- （6）その他地方農政局長等が必要と認める資料

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

事業名：_____

組織名・代表者氏名：_____

住所：_____

連絡先：_____

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(2) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
②	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(3) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(4) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑤	☐	関係法令の遵守	☐
⑥	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑦	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑧	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

※関係法令は以下の通り、

- エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- 環境関係法令の遵守等
 - ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業実施計画書

事業実施年度： 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

協議会名：

第 1 事業実施体制

〇〇協議会

代表者名			
事務局代表者名			
会計責任者名		環境負荷低減事業活動実施 計画等の認定(※1)	有・無
協議会を構成する組 織、団体名(※2)			

※1：「有」の場合は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている
(又は受ける見込みである) ことがわかる書類を提出すること。

※2：「協議会を構成する組織、団体名」の欄には、事業参加農家数も記載すること。

第 2 地域の現状・課題等

--

第 3 事業の実施方針

対象作物	

第4 事業の内容及び計画（又は実績）

事業（取組）内容	構成員	実施時期	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考（経費の必要性、根拠資料等）
花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業	-	-	-	〇〇	-
取組内容①：（例）協力プランの作成 （詳細）	（例）〇〇県、園芸農家〇名、養蜂家〇名、JA〇〇、〇〇大学	第1回検討会議 〇月 第2回検討会議 〇月	・会場借料〇〇円（@〇〇円×2回） ・謝金〇〇円	〇〇	・謝金は「〇〇」に準拠
取組内容②：（例）花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証 （詳細）					
取組内容③：（例）マニュアルの作成、講習会の開催等 （詳細）					

注1：「事業内容」、「事業量」欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に代えてもよいこととする。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「事業量」欄は、実施要領別表1の5（1）イの補助対象経費の範囲に掲げる費目とし、費目単位で金額を整理すること。

事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 花粉交配用蜜蜂（又は代替花粉交配用昆虫）の利用計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(対象作物)	(例) 定植→ 収穫開始→											
花粉交配用蜜蜂（又は、代替花粉交配用昆虫）の利用計画	(例) 実証→ 導入 (〇月まで)											

第6 成果目標

成果目標の内容	事業実施地域において、養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること、園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が5ポイント以上向上すること又は代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。				
基準年（〇年度）	%	〇箱／□箱又は〇枚／□枚	目標年（〇年度）	%	

- （※1）供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が事業目標年度に必要とした巣箱数
（※2）生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数（枚数）／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数（枚数）
（※3）代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用（併用）する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

第7 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費（円）	負担区分			備考
		国庫補助金（円）	協議会費（円）	その他（円）	
花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業					
(1) 協力プランの作成					
(2) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証					
(3) マニュアルの作成、講習会の開催等					

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 備品費内訳（購入予定の主な備品等）

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

第8 収支予算（又は精算）

事 業 内 容		本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
			うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
							うち 国庫補助金		うち 国庫補助金
(1) 協力プランの作成		円	円	-	-	-	-	-	-
費 目 （ 細 目 ）		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
(2) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証		円	円	-	-	-	-	-	-
費 目 （ 細 目 ）		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
合 計		円	円	-	-	-	-	-	-

注1：実施要領別表1の5（1）イの補助対象経費の範囲に掲げる費目ごとに記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第9 添付書類

- (1) 協議会等の運営等に係る規約
- (2) 成果目標の設定根拠
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) 器具等の購入がある場合は、見積書を添付
- (5) 支払経費ごとの内訳を帳簿等の写し及び確認のための資料（実績報告時）
- (6) 成果報告書（実績報告時）
- (7) 協議会等で作成した協力プランや講習会テキスト、利用技術マニュアル等の成果物（実績報告時）
- (8) その他地方農政局長が必要と認める資料

養蜂等振興強化推進（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）

花粉交配用蜜蜂の安定調達に向けた協力プラン

事業実施年度： 年度 目標年度： 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

協議会名：

第1 事業実施体制

〇〇協議会

代表者名	
協議会の構成員	園芸農家：△△△△ほか△名
	養蜂家：〇〇〇〇ほか〇名
	都道府県及び市町村：
	農業協同組合：
	養蜂組合：
	その他：

第2 地域の花粉交配用蜜蜂の現状

園芸農家	品目：〇〇（〇ha、〇戸）	花粉交配用蜜蜂：〇群（H29）
	うち協議会に参加している農家：〇ha、〇戸、〇群	
	品目：〇〇（〇ha、〇戸）	花粉交配用蜜蜂：〇群（H29）
	うち協議会に参加している農家：〇ha、〇戸、〇群	
養蜂家	養蜂家①	種蜂の仕入れ先：〇〇養蜂、△△養蜂
		花粉交配用蜜蜂の取扱い：販売〇割、リース〇割
	養蜂家②	種蜂の仕入れ先：〇〇養蜂、△△養蜂
		花粉交配用蜜蜂の取扱い：販売〇割、リース〇割

注： 養蜂家が複数名の場合、上記記載欄を追加の上で記載すること。

第3 成果目標

成果目標の内容	事業実施地域において、養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること、園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が5ポイント以上向上すること又は代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。			
基準年 （○年度）	%	○箱／□箱又は○枚／□枚	目標年 （○年度）	%

（※1）供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が事業目標年度に必要とした巣箱数

（※2）生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数（枚数）／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数（枚数）

（※3）代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用（併用）する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

第4 花粉交配用蜜蜂の安定供給に向けた課題及び解決方法

園芸農家の課題	（例）ハウス内で使用後の花粉交配用蜜蜂の生存率が低いこと。
解決方法	（例）養蜂家による講習会を受講することでハウス内における巣箱の利用方法を改善し、養蜂家に返却する際の花粉交配用蜜蜂の生存率向上を図る。

養蜂家の課題	（例）台風襲来の際、事前に巣箱を退避させる必要があるが、巣箱の運搬に必要な人手が不足している。
解決方法	（例）退避作業のスケジュールを共有し、園芸農家に協力を依頼することで、蜜蜂の台風被害を防止し、安定的な花粉交配用蜜蜂の供給を図る。

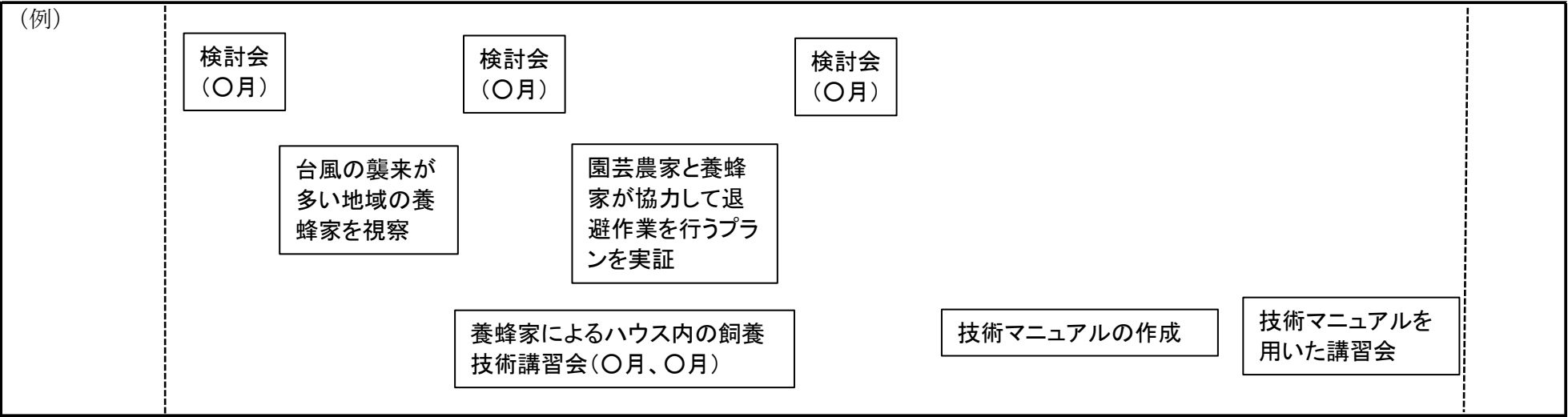
第5 協力プランにおける関係者の役割分担

園芸農家	(例) 台風被害防止のため、退避地の整備や退避地に蜜蜂の巣箱を移動する作業を養蜂家と協力して行う。
養蜂家	(例) 台風被害防止のため、巣箱を避難するための退避地を確保する。また、退避作業の計画を立てる。
都道府県又は市町村	(例) 協力プランの作成・実証に当たり必要となる連絡調整等のほか、作成する技術マニュアルの普及を行う。また、養蜂家が退避地を確保するに当たり、協力をする。
農業協同組合	(例) 協力プランの作成・実証に当たり必要となる園芸農家の連絡調整等のほか、作成する技術マニュアルの普及を行う。園芸農家が花粉交配用蜜蜂をハウス内で使用している際の課題を集約し、養蜂家側へ講義を依頼する等、園芸農家側のとりまとめを行う。
養蜂組合	(例) 協力プランの作成・実証に当たり必要となる養蜂家の連絡調整等のほか、作成する技術マニュアルの普及を行う。また、養蜂家が保有している巣箱の状況・位置を把握し、巣箱及び避難地のマップを作成する。

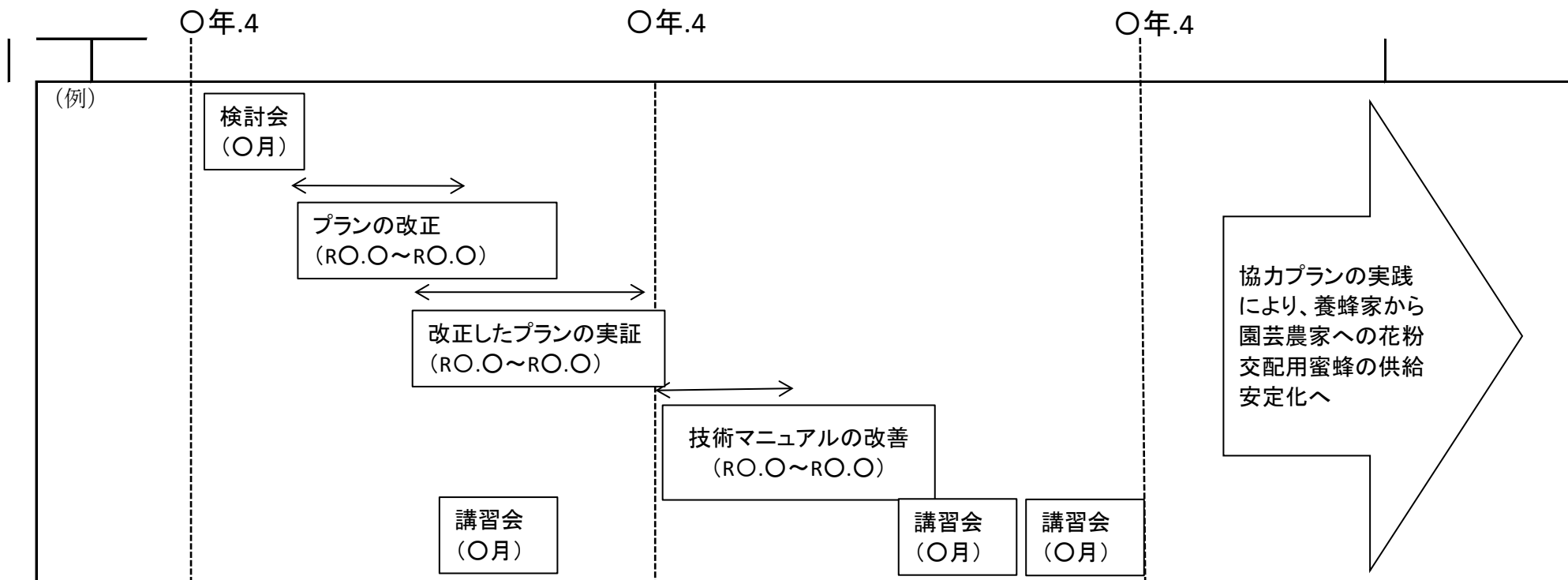
第6 事業実施年度を取組スケジュール

〇年.4

〇年.4



第7 事業実施年度以降の取組スケジュール



第8 添付書類

- (1) 協議会の構成員名簿
- (2) 実証内容を補足する資料等（器具等の購入がある場合は詳細の分かるもの）
- (3) 講習会等で作成・使用したテキストや成果物
- (4) その他地方農政局長が必要と認める資料

養蜂等振興強化推進（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）

在来種マルハナバチの利用拡大支援事業実施計画書

※実施報告書に添付する際は「～事業実績報告書」とする。

事業実施年度： _____ 年度

産地名： _____（所在する都道府県・市町村名）

協議会名： _____

第1 事業実施体制

〇〇協議会

代表者名			
事務局代表者名			
会計責任者名		環境負荷低減事業活動実施 計画等の認定(※1)	有・無
協議会を構成する組 織、団体名(※2)			

※1：「有」の場合は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている
(又は受ける見込みである) ことがわかる書類を提出すること。

※2：「協議会を構成する組織、団体名」の欄には、事業参加農家数も記載すること。

第2 地域の現状・課題等

--

第3 事業の実施方針

対象作物	

第4 事業の内容及び計画（又は実績）

事業（取組）内容	構成員	実施時期	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考（経費の必要性、根拠資料等）
在来種マルハナバチの利用拡大支援事業	-	-	-	〇〇	-
取組内容①：（例）検討会の開催 （詳細）	（例）〇〇県、園芸農家〇名、J A 〇〇、〇〇大学	第1回検討会議 ○月 第2回検討会議 ○月	・会場借料〇〇円（@〇〇円×2回） ・謝金〇〇円	〇〇	・謝金は「〇〇」に準拠
取組内容②：（例）利用技術の実証・展示 （詳細）					
取組内容③：（例）先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等 （詳細）					

注1：「事業内容」、「事業量」欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

また、上記内容が分かる資料の添付に代えてもよいこととする。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「事業量」欄は、実施要領別表1の5（1）ウの補助対象経費の範囲に掲げる費目とし、費目単位で金額を整理すること。

事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 在来種マルハナバチの利用計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(対象作物)	(例) 定植→ 収穫開始→											
在来種マルハナバチの利用計画	(例) 実証ほ→ 1回目 (9月中旬～11月中旬) 2回目 (11月中旬～1月中旬) -----→ (ホルモン処理)											

第6 成果目標

成果目標の内容	(例) 在来種マルハナバチの利用農家の割合を、事業実施前と比べ〇%以上に増加。				
基準年 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数〇〇人中〇〇人	目標年 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数〇〇人中〇〇人

第7 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (円)	負担区分			備考
		国庫補助金 (円)	協議会費 (円)	その他 (円)	
在来種マルハナバチの利用拡大支援事業					
(1) 検討会の開催					
(2) 利用技術の実証・展示					
(3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等					

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 備品費内訳（購入予定の主な備品等）

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

第8 収支予算（又は精算）

事 業 内 容		本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
			うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
						うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	
(1) 検討会の開催		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
(2) 利用技術の実証・展示		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-

(3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
合 計		円	円	-	-	-	-	-	-

注1：実施要領別表1の5（1）ウの補助対象経費の範囲に掲げる費目ごとに記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第9 添付書類

- (1) 協議会等の運営等に係る規約
- (2) 成果目標の設定根拠
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) 器具等の購入がある場合は、見積書を添付
- (5) 支払経費ごとの内訳を帳簿等の写し及び確認のための資料（実績報告時）
- (6) 成果報告書（実績報告時）
- (7) 協議会等で作成した講習会テキストや利用技術マニュアル等の成果物（実績報告時）
- (8) その他地方農政局長が必要と認める資料

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(農業経営体向け)

事業名：

組織名・代表者氏名：

住所：

連絡先：

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活 用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める（再 掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活 用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

※関係法令は以下のとおり。

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

○適正な液肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

○環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(農業経営体向け)

事業名：

組織名・代表者氏名：

住所：

連絡先：

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

※関係法令は以下のとおり。

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

○適正な液肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

○環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

別添 2（実施要領別紙 5 の I の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）の
事業実施状況報告について

持続的生産強化対策事業実施要領第 6 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

※「蜂群配置調整適正化支援事業」の事業実施状況報告書は別添 1－1 の実施計画書に準じて作成する。

※「花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業」及び「在来種マルハナバチの利用拡大支援事業」は別添 2 補の事業実施状況報告書を添付すること。

別添 3（実施要領別紙 5 の I の第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）の評価報告
について（ 年度）

持続的生産強化対策事業実施要領第 7 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進

全国公募事業実施計画書 （養蜂等振興強化推進）

※実施報告書に添付する際は「～事業実施報告書」とする。

事業実施年度： ○○ 年度

事業実施主体名： _____

第1 事業計画総括表（全事業共通）

1 事業概要等

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金	事業実施主体	
養蜂等振興強化推進	(1) 事業推進委員会の設置・運営 (2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組 (3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組 (4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組	円	円	円	
合 計					

（注）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
	うち 国庫補助金		うち 国庫補助金		増		減	
					うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	
	円	円	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—

（注）別紙の費目、細目毎に経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標（全事業共通）

1 事業の目的

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
全国推進の取組への反映方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(○○年度) 月 月 月 月 月 月 月	

2 事業内容

(1) 事業推進委員会の開催

ア 事業推進委員会の設置・運営計画

委員会名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

イ 事業推進委員会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	協 議 内 容	備考
年 月			

(2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・モデル地区	取 組 内 容	備考
年 月 〇〇			

(3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・技術実証地区	取 組 内 容	備考
年 月 〇〇			

(4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・講習会開催地区・技術実証地区	取 組 内 容	備考
年 月 〇〇			

3 事業実施経費（全事業共通）

(1) 事業内容別の内訳

事 業 内 容		金 額	内 訳	備考（経費の必要性）
(1) 事業推進委員会の設置・運営				
費 目				
(2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組				
費 目				

(3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組				
費目				
(4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組				
費目				
合 計				

4 事業実施体制（全事業共通）

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

（注）事業実施体制が分かる図を添付すること。

（参考）

専門用語の説明

用 語	説 明

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名：_____

組織名・代表者氏名：_____

住所：_____

連絡先：_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

※関係法規は以下の通り、

○適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号)

○適正な防除

- ・農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)
- ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する法律 (昭和35年法律第145号)

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第 49号)

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
- ・悪臭防止法 (昭和46年法律第 91号)

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第60号)

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第 97号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第 48号)
- ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第 51号)

○環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第37号)
- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成 9年法律第 81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第 56号)
- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・森林法 (昭和26年法律第249号)
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号)

別添 5（実施要領別紙 5 のⅡの第 3 の 1 関連）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（全国
公募事業）の事業実施状況報告書

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（全国公募事業）
を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要領第 6 の 1 に基づき、関係書類を添えて報
告する。

別添 6（実施要領別紙 5 のⅡの第 3 の 2 の（1）関連）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名
代 表 者

〇〇年持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（全国公募事業）成果報告書

持続的生産強化対策事業実施要領別紙 5 のⅡの第 3 の 2 の（1）の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

第 1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第 2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

(注) 1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」欄については、事業実施計画書を転記すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」欄については、事業計画が妥当な場合は 1 を、計画が不適切な場合は 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適切な事業の執行」欄については、事業が適切に実行された場合には 1 を、それ以外の場合には 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添7(実施要領別紙5のⅡの第3の2の(2)関連)

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進(全国公募事業)事業評価票

評価担当課

〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 (うち国費〇 〇〇円)	総合評価	B : 計画通りの成果が見られる
				総合所見	C : 計画通りの成果が見られない
評価観点ごとの所見					
a成果目標が達成されているか					
b計画に即した取組が行われたか					
c予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業内容欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 事業費は決算額を記入する。

別添 8（実施要領別紙 5 のⅡの第 4 の 3 関連）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度持続的生産強化対策事業のうち
養蜂等振興強化推進（全国公募事業）知的財産権取得状況報告書

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（全国公募事業）に関する知的財産権の取得状況について、持続的生産強化対策事業実施要領別紙 5 のⅡの第 4 の 3 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- 1 知的財産権の種類
- 2 出願時期
- 3 権利の概要

--

- 4 今後の利活用計画

--

（注）権利内容の詳細が分かる資料を添付すること

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度持続的生産強化対策事業のうち
養蜂等振興強化推進（全国公募事業）収益状況報告書

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（全国公募事業）に関する○○年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 のⅡの第 4 の 4 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

1 事業成果名

2 補助金の確定額 円

3 補助事業の成果の企業化による収益 円

4 企業化による総費用 円

5 企業化事業利用割合

--

6 補助事業に係る特許権等の譲渡又は利用する権利の設定等による収益
項目名（ ） 円

7 補助事業に関連して支出した技術実証費の総額 円

（注）収益計算書を添付すること